

様式第6号(第17条)

## 会 議 録

|                    |                       |                                     |                      |       |          |
|--------------------|-----------------------|-------------------------------------|----------------------|-------|----------|
| 会議の名称              |                       | 2019年第6回春日部市農業委員会総会                 |                      |       |          |
| 開催日時               |                       | 令和元年6月25日(火)                        |                      | 開 会   | 午前10時05分 |
|                    |                       |                                     |                      | 閉 会   | 午後12時15分 |
| 開催場所               |                       | 春日部市役所2階全員協議会室                      |                      |       |          |
| 議長氏名               |                       | 会長 齋藤 敏夫                            |                      |       |          |
| 出席者                | 農業委員                  | ( 出席人数：17人 )                        |                      |       |          |
|                    |                       | 1                                   | 川鍋 信一                | 11    | 伊藤 弘子    |
|                    |                       | 2                                   | 齋藤 千松                | 12    | 横井 貞夫    |
|                    |                       | 3                                   | 鈴木 宏                 | 13    | 折原 みち子   |
|                    |                       | 4                                   | 水口 健二                |       |          |
|                    |                       | 5                                   | 小川 利雄                | 15    | 小澤 治夫    |
|                    |                       | 6                                   | 高橋 公彦                | 16    | 内田 高由    |
|                    |                       | 7                                   | 萩原 勝                 | 17    | 小久保 静夫   |
|                    |                       | 8                                   | 星野 治三郎               | 18    | 市川 大倫    |
|                    |                       | 9                                   | 渡邊 幸夫                | 19    | 齋藤 敏夫    |
|                    |                       |                                     |                      |       |          |
|                    |                       | ( 欠席人数：2人 )                         |                      |       |          |
|                    | 10                    | 山崎 勇喜                               | 14                   | 前島 喜一 |          |
|                    | 事務局                   | ( 出席人数：5人 )                         |                      |       |          |
| 農業委員会事務局長<br>関口 信義 |                       | 農業委員会事務局次長<br>金子 昌行                 |                      |       |          |
| 農地振興担当主幹<br>藤浪 一夫  |                       | 農地振興担当主査<br>中澤 ますみ                  |                      |       |          |
| 農地振興担当主事<br>加藤 祐一  |                       |                                     |                      |       |          |
| 市長部局               | ( 出席人数：3人 )           |                                     |                      |       |          |
|                    | 環境経済部農業振興課課長<br>福井 聖士 |                                     | 都市整備部開発調整課長<br>内藤 晋吾 |       |          |
|                    | 環境経済部農業振興課主幹<br>松島 浩  |                                     |                      |       |          |
|                    |                       |                                     |                      |       |          |
| 農地利用最適化<br>推進委員    |                       | 新井武・小川優・石山庄司・根本健美・岡田實・山崎弘樹・<br>新井竹夫 |                      |       |          |

| <p>次第及び公開、一部公開、非公開の区分</p> | <p>議案第1号農地法第3条（委員会）について：公開<br/>         議案第2号農地法第4条（知事）について：公開<br/>         議案第3号農地法第5条（知事）について：公開<br/>         議案第4号租税特別措置法適格者証明について：公開<br/>         議案第5号生産緑地法従事者証明について：公開<br/>         議案第6号基盤強化法第18条農用地利用集積計画（利用権の設定）の決定：公開<br/>         議案第7号平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価：公開<br/>         議案第8号令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画：公開<br/>         議案第9号農地利用最適化推進委員の委嘱：公開<br/>         議案第10号：春日部市農業委員会身分証明書規程の一部を改正する訓令：公開</p>  |      |      |   |       |   |       |   |       |
|---------------------------|---|------|------|---|-------|---|-------|---|-------|
| <p>一部公開・非公開の場合はその理由</p>   | <p><input type="checkbox"/> 要綱第3条第1号該当：<br/> <input type="checkbox"/> 要綱第3条第2号該当：<br/> <input type="checkbox"/> 要綱第3条第3号該当：<br/> <input type="checkbox"/> 要綱第3条第4号該当：</p>   |      |      |   |       |   |       |   |       |
| <p>配布資料</p>               | <p>次第、議案書、案内図・詳細図、農地法第3条調査書</p>   |      |      |   |       |   |       |   |       |
| <p>会議録の作成方法</p>           | <p><input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録<br/> <input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録<br/> <input type="checkbox"/> 要点記録</p>   |      |      |   |       |   |       |   |       |
| <p>会議録署名の指定</p>           | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="461 1373 628 1435">議席番号</th> <th data-bbox="628 1373 1441 1435">委員氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="461 1435 628 1514">4</td> <td data-bbox="628 1435 1441 1514">水口 健二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="461 1514 628 1592">5</td> <td data-bbox="628 1514 1441 1592">小川 利雄</td> </tr> <tr> <td data-bbox="461 1592 628 1659">6</td> <td data-bbox="628 1592 1441 1659">高橋 公彦</td> </tr> </tbody> </table> | 議席番号 | 委員氏名 | 4 | 水口 健二 | 5 | 小川 利雄 | 6 | 高橋 公彦 |
| 議席番号                      | 委員氏名  |      |      |   |       |   |       |   |       |
| 4                         | 水口 健二   |      |      |   |       |   |       |   |       |
| 5                         | 小川 利雄   |      |      |   |       |   |       |   |       |
| 6                         | 高橋 公彦   |      |      |   |       |   |       |   |       |

| 発 言 者        | 発言内容 ・ 決定事項   |
|--------------|---|
| 議長           | <p>開会（午前10時05分）</p> <p>ただ今から2019年第6回総会を開会いたします。本日2名が欠席です。在任委員17名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条により総会は成立いたします。</p> <p>初めに私からご報告いたします。令和元年5月27日に全国農業会議所主催の2019年度全国農業委員会会長大会が開催され、事務局長と共に参加しました。この大会議案は（1）農地利用の最適化を実現するための政策提案（2）地域の農地を活かし、担い手を応援する全国運動の推進するための申し合わせ決議（3）情報提供活動の一層の強化に関する申し合わせ決議（4）平成31年度全国農業委員会会長大会実行運動計画の実行運動につきまして、参加しました。</p> <p>次に、運営委員会委員長より報告がございます。</p>   |
| 運営委員会<br>委員長 | <p>本日の総会前の運営委員会におきまして、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）春日部市農業委員会身分証明書規程の一部改正について</li> <li>（2）農地法第3条申請番号29番について</li> <li>（3）令和元年度農業経営及び農地利用状況調査について</li> <li>（4）令和元年度農業委員会視察研修について</li> <li>（5）令和2年度農林関係税制改正に関する要望について</li> <li>（6）平成30年第8回総会農地法第3条申請番号33番について</li> <li>（7）令和元年度農地パトロール（利用状況調査）実施要領の送付について</li> <li>（8）農地利用最適化推進委員の公募状況について</li> <li>（9）農地利用最適化推進委員担当地区等の見直しについて</li> <li>（10）農委だよりについての件につきまして、協議しました。</li> </ol> |
| 議長           | <p>報告は以上です。それでは本日の議題は、</p> <p>日程1 議案第1号「農地法第3条（委員会）について」1議案9件</p> <p>日程2 議案第2号「農地法第4条（知事）について」1議案2件</p> <p>日程3 議案第3号「農地法第5条（知事）について」1議案5件</p> <p>日程4 議案第4号「租税特別措置法適格者証明について」1議案2件</p> <p>日程5 議案第5号「生産緑地法従事者証明について」1議案1件、</p> <p>日程6 議案第6号「基盤強化法第18条農用地利用集積計画（利用権の設定）の決定について」</p> <p>日程7 議案第7号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」</p> <p>日程8 議案第8号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」</p>   |

議長

日程 9 議案第 9 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」  
 日程 10 議案第 10 号「春日部市農業委員会身分証明書規程の一部を改正する訓令について」合計 10 議案となります。次に、会議規則第 35 条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号 4 番水口健二委員、5 番小川利雄委員、6 番高橋公彦委員を指名いたします。議事に入る前に申し上げます。発言の際は、挙手のうえ、指名されてから、起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。次に事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。それでは、議事にはいります。日程 1 議案第 1 号、「農地法第 3 条（委員会）について」を議題といたします。申請番号 17 番、22 番から 29 番について、事務局より説明を求めます。

事務局

議案第 1 号「農地法第 3 条（委員会）について」、申請が 9 件あったので、審議を求めます。議案書の 1 頁をご覧ください。申請番号 17 番について所有農地の一部に農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確認できなかったため、2019 年 5 月からの継続案件です。申請者より対象地について、竹林として肥培管理すると報告がありました。申請理由は、世帯内の贈与です。案内図 1 頁、詳細図は 2 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第 3 条調査書 1 頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。申請番号 22 番について、申請理由は、世帯内の贈与です。案内図 3 頁、詳細図は 4 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第 3 条調査書 2 頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。申請番号 23 番について、申請理由は、経営規模の拡大です。案内図 5 頁、詳細図は 6 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第 3 条調査書 3 頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。申請番号 24 番について、申請理由は、経営規模の拡大です。案内図 7 頁、詳細図は 8 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第 3 条調査書 4 頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。申請番号 25 番について、申請理由は、経営規模の拡大です。案内図 9 頁、詳細図は 10 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第 3 条調査書 5 頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことを確認しました。

|      |  |
|------|--|
| 事務局  | <p>また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。申請番号26番について、申請理由は、経営規模の拡大です。案内図11頁、詳細図は12頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書6頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。申請番号27番について、申請理由は、経営規模の拡大です。案内図13頁、詳細図は14頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書7頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。申請番号28番について、申請理由は、経営規模の拡大です。案内図15頁、詳細図は16頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書8頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。申請番号29番について、申請理由は、経営規模の拡大です。農業経営基盤強化促進法第7条第1号に基づく農地中間管理機構による農地売買等事業となります。平成30年11月16日付、公益社団法人埼玉県農林公社から譲受人について照会があり、現地調査を実施し、所有農地等について問題ないと報告を受け、平成30年12月17日に、農林公社あてその旨を報告しました。そのため、この度の3条申請に至りました。案内図17頁、詳細図は18頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書9頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。</p> |
| 議長   | <p>お諮りいたします。はじめに推進委員より意見を求めます。次に事前審査委員より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>異議なしと認め、申請番号17番について、担当地区の小川優推進委員より意見を求めます。</p>  |
| 推進委員 | <p>申請番号17番について、令和元年6月14日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、申請人保有農地の一部について、雑木や竹は一部伐採されて、通路が確保され、竹は農業用資材として利用することから、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な用が確保されていることが確認できました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。</p>  |

|      |   |
|------|---|
| 議長   | 次に、申請番号 22 番、25 番、27 番、29 番について担当地区の岡田實推進委員より意見を求めます。   |
| 推進委員 | 申請番号 22 番、25 番、27 番について、令和元年 6 月 7 日午前 9 時 30 分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。申請番号 29 番について、同日農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、申請人の所有地の一部について、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることの判断ができませんでした。 |
| 議長   | 次に、申請番号 23 番、24 番、28 番について、担当地区の新井武推進委員より意見を求めます。   |
| 推進委員 | 申請番号 23 番、24 番、28 番について、令和元年 6 月 13 日午前 9 時 30 分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。   |
| 議長   | 次に、申請番号 26 番について、担当地区 of 山崎弘樹推進委員より意見を求めます。   |
| 推進委員 | 申請番号 26 番について、令和元年 6 月 11 日午前 9 時 30 分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、申請地の一部について、灯籠と植木があり、宅地の一部として利用されていましたが、事務局より代理人に是正指導したところ、灯籠が撤去されて、植木はありましたが農地として利用できることと判断し、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。   |
| 議長   | 次に事前審査委員より報告を求めます。議席番号 16 番内田高由委員より申請番号 17 番、22 番から 27 番の事前審査の報告を求めます。  |
| 委員   | 申請番号 17 番、22 番から 27 番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地に   |

|    |  |
|----|--|
| 委員 | <p>関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請人の保有農地について、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたことから、事前審査委員4人で合議により許可と決しました。</p>   |
| 議長 | <p>次に、議席番号17番小久保静夫委員より申請番号28番、29番の事前審査の報告を求めます。</p>  |
| 委員 | <p>申請番号28番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請人の保有農地について、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたことから、事前審査委員4人で合議により許可と決しました。次に、申請番号29番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請人の保有農地について、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されているか判断できないと報告がありました。先ほどの事務局の説明のとおり、当案件は、農地中間管理機構が農業者に農地の受渡を行う事業であり、昨年、現地調査を実施し、所有農地等について問題ないと埼玉県農林公社あて報告をしております。そのため、事前審査委員4人で合議により許可と決しました。</p> <p>この際、暫時休憩といたします。</p> <p>(休憩)</p> |
| 議長 | <p>休憩前に引き続き会議を開会します。</p> <p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>   |
| 議長 | <p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号17番、22番から29番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。</p>   |
| 議長 | <p>(全員起立)</p>  |
| 議長 | <p>起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)について」申請番号17番、22番から29番を許可と決しました。</p> <p>この際、暫時休憩といたします。</p> <p>(休憩)</p>  |

|      |  |
|------|--|
| 議長   | <p>休憩前に引き続き会議を開会します。</p> <p>次に、日程2議案第2号、「農地法第4条（知事）について」を議題といたします。申請番号10番、11番について、事務局より説明を求めます。</p>  |
| 事務局  | <p>議案第2号「農地法第4条（知事）について」、許可申請が2件あったので、審議を求めます。議案書の4頁をご覧ください。申請番号10番について、申請理由について、申請人は、敷地拡張のため、この度の申請に至ったものです。案内図は19頁、詳細図は20頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地区域からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。農地との境界部は、土留めを設置します。資金については、自己資金として残高証明書が添付されています。申請書は整い、申請地周辺は、集团的農地が10ヘクタール未満であり、農地区分は第2種農地と考えます。申請番号11番について、申請理由について、申請人は、自己用住宅を建築するためです。案内図は21頁、詳細図22頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置として農地との境界部は、ブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、側溝に排水する計画です。資金計画については、融資資金として融資証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発行為許可申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。</p> |
| 議長   | <p>次に、申請番号10番について、担当地区の石山庄司推進委員より意見を求めます。</p>  |
| 推進委員 | <p>申請番号10番について、令和元年6月3日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。</p>  |
| 議長   | <p>次に、申請番号11番について、担当地区の新井竹夫推進委員より意見を求めます。</p>  |
| 推進委員 | <p>申請番号11番について、令和元年6月12日午前9時30分より農業委員と</p>   |



|      |  |
|------|--|
| 推進委員 | <p>推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、申請地の一部について、雑草が繁茂し、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できませんでした。事務局より代理人に是正指導し、申請地の現地調査をしたところ、雑草が刈り取られて、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。</p>  |
| 議長   | <p>次に議席番号17番小久保静夫委員より申請番号10番、11番の事前審査の報告を求めます。</p>   |
| 委員   | <p>申請番号10番、11番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請人の保有農地について、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたことから、事前審査委員4人で合議により許可と決しました。</p>  |
| 議長   | <p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。<br/>(なしの声あり)</p>   |
| 議長   | <p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号10番、11番について原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。<br/>(全員起立)</p>  |
| 議長   | <p>起立全員です。議案第2号「農地法第4条(知事)について」申請番号10番、11番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。</p>   |
| 議長   | <p>次に、日程3議案第3号、「農地法第5条(知事)について」を議題といたします。申請番号36番から40番について、事務局より説明を求めます。</p>  |
| 事務局  | <p>議案第3号「農地法第5条(知事)について」、許可申請が5件あったので、審議を求めます。議案書5頁をご覧ください。申請番号36番について、転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は23頁、詳細図は24頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置として農地との境界部は、コンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、既設排水管に排水する計画です。資金計画については、自己</p> |

事務局

資金として残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。申請番号37番について、転用計画は、駐車場の設置です。案内図は25頁、詳細図は26頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。土地改良区は該当しません。接続道路は、南側の道路に接続しています。被害防除措置として農地との境界部は、ブロックを設置します。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。申請番号38番について、転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は27頁、詳細図は28頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。平成30年9月25日自己用住宅で公告済です。土地改良区は該当しません。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置として農地との境界部は、コンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、側溝に排水する計画です。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。申請番号39番について、申請法人は、一般乗用旅客自動車運送業等を営んでいます。転用計画は、路線バスの営業所の設置です。案内図は29頁、詳細図は30頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。平成30年5月15日公益上必要な施設として公告済です。該当する土地改良区発行の農地転用については支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は、北側の道路に接続しています。被害防除措置として農地との境界部は、コンクリートブロック及びフェンスを設置します。雨水は、一時貯水施設を設置します。生活排水は、公共下水に、事業用排水は側溝に排水します。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、水道、ガス管等が埋設されている道路の沿道で、500m以内に2つ以上の教育、医療施設がある区域であり、農地区分は第3種農地と考えます。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」に意見を求めます。申請番号40番について、申請法人は、建設業

|     |   |
|-----|---|
| 事務局 | <p>等を営んでいます。転用計画は、資材置場の建設です。案内図は31頁、詳細図は32頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は、南側の道路に接続しています。被害防除措置として農地との境界部は、ブロック及びフェンスを設置します。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」に意見を求めます。</p> |
| 議長  | <p>次に議席番号17番小久保静夫委員より申請番号36番、37番の事前審査の報告を求めます。</p>  |
| 委員  | <p>申請番号36番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。よって、当該申請については、事前審査委員4人で合議により許可相当とすることと決しました。次に、申請番号37番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、雑草が生い茂り、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できませんでした。そのため、埼玉県の審査にあたっては、申請地の適正かつ効率的な利用を確認した後に審査することが望ましい旨の意見を付けることを条件とし、当該申請については、事前審査委員4人で合議により許可相当とすることと決しました。</p>                       |
| 議長  | <p>次に議席番号18番市川大倫委員より申請番号38番から40番の事前審査の報告を求めます。</p>  |
| 委員  | <p>申請番号38番から40番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。よって、当該申請については、事前審査委員4人で合議により許可相当とすることと決しました。</p>   |
| 議長  | <p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p>   |

|     |  |
|-----|--|
| 議長  | <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。お諮りいたします。申請番号37番について、事前審査委員より、申請地の適正な利用を確認した後に審査することが望ましい旨の意見を付する必要があると報告がありました。よって、申請番号申請番号37番と、36番、38番から40番を別に審議することに異議ございませんか。</p>   |
| 議長  | <p>(なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号36番、38番から40番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。</p>   |
| 議長  | <p>(全員起立)</p> <p>起立全員です。議案第3号「農地法第5条(知事)について」申請番号36番、38番から40番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。また、39番、40番につきましては、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」の意見を付して県知事に送付いたします。次に、申請番号37番については許可相当とし、ただし、事前審査委員の報告のとおり意見を付することに賛成の委員の起立を求めます。</p>   |
| 議長  | <p>(全員起立)</p> <p>起立全員です。議案第3号「農地法第5条(知事)について」申請番号37番を許可相当と決しました。ただし、意見を付して県知事に送付いたします。</p>   |
| 議長  | <p>次に、日程4議案第4号「租税特別措置法適格者証明について」を議題いたします。申請番号17番、18番について、事務局より説明を求めます。</p>   |
| 事務局 | <p>議案第4号「租税特別措置法適格者証明について」、申請が2件あったので、審議を求めます。議案書7頁をご覧ください。まず初めに租税特別措置法適格者証明について簡単にご説明します。申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、新規に適用を受ける場合及び農地の相続税(贈与税)納税猶予制度を受けている方が、3年毎に引続きこの特例を受けたい旨の継続届出書を税務署に提出する際に必要な証明です。納税猶予の対象農地が適正に管理されている場合のみ証明するものです。申請番号17番について、案内図は33から35頁及びスクリーンをご覧ください。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願があったもので、新規申請です。申請者が経営主で年間従事日数は300日です。申請番号18番について、案内図は36、37頁及びスクリーンをご覧ください。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明があったもので、新規申請です。申請者の年間従事日数は62日です。</p> |

|      |   |
|------|---|
| 議長   | 次に申請番号17番について、担当地区の岡田實推進委員より意見を求めます。  |
| 推進委員 | 申請番号17番について、令和元年6月7日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。                             |
| 議長   | 次に、申請番号18番について、担当地区の根本健美推進委員より意見を求めます。  |
| 推進委員 | 申請番号18番について、令和元年6月6日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。                             |
| 議長   | 次に議席番号18番市川大倫委員より申請番号17番、18番の事前審査の報告を求めます。  |
| 委員   | 申請番号17番、18番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ問題ないと報告を受けており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から当該申請については事前審査委員4人で合議により証明することと決しました。 |
| 議長   | これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。<br>(なしの声あり)  |
| 議長   | 質疑等なしと認め、質疑を終結します。お諮りいたします。申請番号17番、18番を原案のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。<br>(全員起立)  |
| 議長   | 起立全員です。議案第4号「租税特別措置法適格者証明について」申請番号17番、18番について証明書を発行することと決しました。<br>次に、日程5議案第5号「生産緑地法従事者証明について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。  |
| 事務局  | 議案第5号「生産緑地法従事者証明について」証明願が1件あったので、審  |

|      |   |
|------|---|
| 事務局  | <p>議を求める。議案書の15頁をご覧ください。まず初めに、生産緑地について簡単にご説明します。生産緑地に指定された市街化区域内の農地は、一般農地としての課税になりますが、基本的にこれを解除することができなくなり、開発行為が制限されるなどの制約を受けます。ただし、一定の事由が発生した場合に、生産緑地法の第10条の規定により市に対して買い取りの申し出をすることができるようになっています。一定の事由の1つ目が、指定から30年を経過したとき、2つ目が、主たる従事者が死亡したとき、3つ目が主たる従事者が故障等で農業に従事することができなくなった場合となります。当該議案の証明願いにつきまして、生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地の買取り申出をするため、「春日部市生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行規程」に基づき「農業の主たる従事者」としての要件を満たしていることを証明するものです。申請番号3番について、第154号生産緑地地区の全部です。案内図は38頁及びスクリーンをご覧ください。申請理由は、申請人は農業従事日数60日でこれまで農業を営んでおりましたが、医師より農業を継続して行える状態でない旨の診断が令和元年5月にされたことにより、農業を続けられないため、この度の申請に至ったものです。</p> |
| 議長   | <p>次に、申請番号3番について、担当地区の石山庄司推進委員より意見を求めます。</p>  |
| 推進委員 | <p>申請番号3番について、令和元年6月13日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。</p>  |
| 議長   | <p>次に議席番号18番市川大倫委員より申請番号3番の番の事前審査の報告を求めます。</p>  |
| 委員   | <p>申請番号3番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。申請地に関し、担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はないと報告を受けており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から当該申請については事前審査委員4人で合議により証明することと決しました。</p>  |
| 議長   | <p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。<br/>(なしの声あり)</p>  |

|       |  |
|-------|--|
| 議長    | <p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号3番を原案のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>   |
| 議長    | <p>起立全員です。議案第5号「生産緑地法従事者証明について」申請番号3番について証明書を発行することと決しました。次に、日程6議案第6号「基盤強化法第18条農用地利用集積計画(利用権の設定)の決定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>  |
| 事務局   | <p>議案第6号「基盤強化法第18条農用地利用集積計画(利用権の設定)の決定について」議案書10頁をご覧ください。春日部市長より農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画(利用権の設定)の案についての決定を求められたので、審議を求めるものです。5月の全員協議会で説明をし、意見の聴取を依頼した結果、意見はありませんでした。農用地利用集積計画案の内容については、農業振興課から説明いたします。</p>  |
| 農業振興課 | <p>議案第6号基盤強化法第18条による農用地利用集積計画案(利用権の設定)の決定について」ご説明申し上げます。今回の農用地利用集積計画案は、筆数38筆、面積40,929.00㎡の農用地を農地所有適格法人1社、及び4名の借受人の方へ利用権設定を行うもので、利用権設定の公告日は、令和元年7月1日で、利用権設定の始期も同日となります。利用権設定の終期は、全て令和4年12月31日までの3年6か月の期間となるもので、内訳は、すべて新規設定となっています。詳細は、議案第6号 議案書10ページから17ページのとおりでございます。また、議案書12から14ページ、申請番号305番、306番につきましては、新規設定の内、新規就農者による利用権設定となっています。なお、今回の各利用権設定すべての申請につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。</p> |
| 議長    | <p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>  |
| 議長    | <p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号300番から313番を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>   |
| 議長    | <p>起立全員です。お諮りいたします。よって、申請番号300番から313番を原案のとおり決定しました。</p>  |
| 議長    | <p>次に、日程7 議案第7号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」事務局より説明を求めます。</p>  |

|     |   |
|-----|---|
| 事務局 | <p>議案第7号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」議案書19頁をご覧ください。5月の全員協議会で説明をし、意見の聴取を依頼した結果、意見はありませんでした。提案理由といたしましては、農業委員会等に関する法律第37条で定める農業委員会における事務の実施状況についての情報を公表するものです。農業委員会の状況、担い手への農地の利用集積集約化、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進、遊休農地に関する措置に関する評価、違反転用への適正な対応、農地法等による点検、その他地域農業者からの要望・意見・対処内容、事務の実施状況の公表です。数値は農林業センサスに基づきを記載しています。農業経営者については、定期的な報告に基づき記載しています。数値は遊休農地についても精査し記載しています。6月末日までにホームページで公表します。</p> |
| 議長  | <p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。<br/>(なしの声あり)</p>  |
| 議長  | <p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。議案第7号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」決定することに賛成の委員の起立を求めます。<br/>(全員起立)</p>   |
| 議長  | <p>起立全員です。<br/>よって、議案第7号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を決定しました。</p>   |
| 議長  | <p>次に、日程8議案第8号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」事務局より説明を求めます。</p>   |
| 事務局 | <p>議案第8号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」議案書27頁をご覧ください。5月の全員協議会で説明をし、意見の聴取を依頼した結果、意見はありませんでした。提案理由といたしましては、農業委員会等に関する法律第37条で定める農業委員会における事務の実施状況についての情報を公表するものです。活動計画について、概要は農林業センサスに基づき記入しています。今年度の指針をもとに、現状・課題の目標面積を計画しました。6月末日までにホームページで公表します。</p>   |
| 議長  | <p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。<br/>(なしの声あり)</p>  |
| 議長  | <p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。<br/>議案第8号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」決定することに賛成の委員の起立を求めます。<br/>(全員起立)</p>   |



|     |  |
|-----|--|
| 議長  | <p>起立全員です。</p> <p>よって、議案第 8 号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を決定しました。</p>  |
| 議長  | <p>次に、日程 9 議案第 9 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>  |
| 事務局 | <p>議案第 9 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」議案書 3 1 頁をご覧ください。次の者を春日部市農地利用最適化推進委員に委嘱することについて農業委員会等に関する法律第 1 7 条第 1 項の規定により春日部市農業委員会の承認を求める。区域番号 7、南桜井地区、横川浩之。以下記載のとおりです。略歴につきましては、議案書 3 2 ページにお示しのとおりです。欠格事項につきましては、農業委員会第 1 8 条第 4 項に該当しないため、問題ありません。また、本人は農業を営んでおり、所有農地は適切に管理されております。なお、委嘱する期間につきましては、令和元年 7 月 1 日から令和 2 年 1 1 月 3 0 日までといたします。</p> |
| 議長  | <p>これより、質疑を省略し討論を求めます。発言のある方は挙手願います。<br/>(なしの声あり)</p>  |
| 議長  | <p>討論なしと認め、討論を終結します。それでは採決に入ります。<br/>議案第 9 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。<br/>(起立全員)</p>  |
| 議長  | <p>全員起立です。<br/>よって議案第 9 号は原案のとおり決定いたしました。<br/>次に、日程 1 0 議案第 1 0 号「春日部市農業委員会身分証明書規程の一部を改正する訓令について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>   |
| 事務局 | <p>議案第 1 0 号「春日部市農業委員会身分証明書規程の一部を改正する訓令について」議案書 3 3 頁をご覧ください。春日部市農業委員会身分証明書規程の一部を改正する訓令について、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めるものです。この訓令は、令和元年 7 月 1 日から施行します。なお、経過措置として、当該身分証明書の有効期限を経過する日までの間は、身分証明書とみなすため、交換はありません。</p>   |
| 議長  | <p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。<br/>(なしの声あり)</p>   |
| 議長  | <p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。議案第 1 0 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。</p>   |

議長

(起立全員)

全員起立です。

議案第10号は原案のとおり決定いたしました。よって、春日部市農業委員会身分証明書規程を告示日より施行することとなります。

日程11報告第1号「農地法第4条(届出)について」

日程12報告第2号「農地法第5条(届出)について」

日程13報告第3号「農地法第18条(通知)について」

日程14報告第4号「生産緑地法従事者証明(再交付)について」

日程15報告第5号「違反転用事案報告について」につきましては、議案書の38ページから44ページにお示しのとおりです。以上で議案は終了しました。次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。次に、その他でございますが何かありますか。次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。以上をもちまして、2019年第6回総会を閉会いたします。なお、全員協議会を12時25分から同会場で開催いたします。

閉会(午後12時15分)

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名者の職・氏名

議長 会長 \_\_\_\_\_

農業委員 \_\_\_\_\_ 番

農業委員 \_\_\_\_\_ 番

農業委員 \_\_\_\_\_ 番